

## 海外研修報告

### 障害学生への学習支援システム

ーアメリカ・カリフォルニア州の  
コミュニティ・カレッジの場合ー

三浦嘉久

(スポーツ経営管理学講座)

#### 1 はじめに

##### (1) 調査目的

ここ数年来、大学への入学者が多様化してきており、この多様化傾向の一つとして、様々な障害を持つ学生が増えてきていることがある。

そこで文部科学省も、毎年各大学長宛に出している『大学入学者選抜実施要項について(通知)』において、各大学に対して「障害のある入学志願者に対して特別の措置をとることによって配慮をすること」を求めるにいたった。そしてこの要項の第5の2では「入学者選抜に際して健康診断により不合格の判定を行うについては、疾病など心身の異常のため志望学部・学科等の教育の目的に即した履修に耐えないことが、入学後の保健指導等を考慮してもなお明白な場合に限定することが望ましい」との表現で、障害による不合格の判定を行うことへの慎重な判断を求めている。

現在、身体に障害を持つ入学者の増加に伴い、国公立の各大学では様々な支援・援助体制がとられ始めている。

本調査は、障害学生への学習支援が世界で最も進んでいるアメリカ・カリフォルニア州のコミュニティ・カレッジおよび関係諸機関の取り組みを実地調査し、障害学生への学習支援システムについて現状と問題点を調査して、本学における障害学生への支援のあり方やシステムについて提言しようとするものである。

##### (2) 調査日程・訪問先

本学の平成13年度「海外派遣研究者」として、研究(調査)課題名「障害学生への学習支援システムに関する実証的研究ーアメリカ・カリフォルニア州のコミュニティ・カレッジの事例研究ー」

により、平成14年2月3日から14年2月10日までの日程で、カリフォルニア州コミュニティ・カレッジ委員会(サクラメント市)、ロサンゼルスコミュニティ・カレッジ委員会(ロサンゼルス市)、サンタ・モニカカレッジ(サンタモニカ市)、デアンザカレッジ(クパチノ市)、カリフォルニア大学ロサンゼルス校を訪問した。なお予定外にカリフォルニア大学パークレー校(パークレー市)にも立ち寄ることができた。

各機関では、障害学生への学習支援システムの関係者と面談し、多大の資料を取得した。目下、資料整理と分析の最中である。全体的な取り纏めは原稿締め切り日までは間に合わないので、本稿では大学(コミュニティ・カレッジ)の取組みに限定して報告する。国、州全体および各コミュニティ・カレッジ学校区の取組みについては後日報告することとしたい。

#### 2 障害学生に対するコミュニティ・カレッジの支援

##### (1) 障害学生の現状

コミュニティ・カレッジは公立(州立)の短期大学であるが、ここには多くの障害学生が在学している。また、障害の種類も様々である。そして障害学生数は増加の傾向にある。

例えば、ロサンゼルスコミュニティ・カレッジ学区の場合、シティカレッジ1,145名、ヴァレイカレッジ1,203名である。そしてこの学区では1977年度においては全体で2,144名であったが、1997年度においては5,452名である。

今度訪問したサンタモニカ・カレッジは学生数は29,000名、この内、障害学生は1,500人、学生数はデアンザ・カレッジは学生数26,000名で、この内、障害学生は1,300人、障害学生対象の体育授業を受講している学生は600人ということであった。

##### (2) 障害学生への学習支援システムについて現状

カリフォルニア州は、州独自の Disabled Students Programs & Services (DSP&S) という障害学

生のための教育政策を実施している。DSP&S プログラムは、障害学生に対して支援サービス、特別授業と教育的な便宜を提供するものである。これによって障害学生が大学において障害をもたない学生と同じように十全で充実した生活に参加できるようにしている。DSP&S は1976年に開始され、法律によってカリフォルニア州のコミュニティ・カレッジ全部に障害者学生のために教育資金を支出する。資金は1998年度において、総額で49,653,697ドル（日本円で65億円）、障害学生一人あたり659.00ドル（日本円で9万円）という。

DSP&Sのもとにカリフォルニア州の全コミュニティ・カレッジが総合的な障害学生への学習支援を多数多様に行なっている。

まず注目されたのは、ほとんどのコミュニティ・カレッジで総合的支援体制が確立しており、その要所を占めるのが「障害者学生支援大学センター」（以下「支援大学センター」という）であることである。

例えば、サンタモニカ・カレッジの障害学生大学センター（The College's Center for Students with Disabilities）は、障害学生のためにキャンパスを完全に学生がアクセスできるようにするあらゆる努力を払っているといっていたが、その取組みは次のようである。

「支援大学センター」の取組みは、障害学生の入学要件・入学手続についてのガイダンスおよびカウンセリングから始まる。

障害学生が「支援大学センター」からサービスを受ける場合、最初にすべきことはカウンセラーとの面会を予約して、自分の障害を実証することである。この後、大学においての修学上の必要条件は有資格の障害学生のために修正されることがある。

そして、「支援大学センター」は障害学生の学業上、就職および職業生活の上で学生の目的達成を援助するために多くの特別なプログラムを提供する。その他に、「支援大学センター」は多くの他の宿泊施設の間で適格な学生に個人教師、専門的な装置、テストの監督などのサービスを提供している。

障害学生は「支援大学センター」を通して学生は次のサービスを受けることができる。

①自分および社会を考える授業、自立生活技術、学習技術、障害者対象体育、障害者用コンピュータ技術。これらのコースは「人間開発—特殊教育—」という科目に一括されている。

②特別な学習障害を持つ学生のための教育測定と援助

③障害学生に有益な個別的な訓練プログラム。

④ハイテク訓練センター。これは障害者のためのコンピュータ技術を障害学生が修得するように訓練する計画と取り組んでいる。

⑤後天的脳障害者（The Acquired Brain Injury）プログラム。これは、後天的に脳障害を負うことになった者に対して一般教育や職業教育プログラムに再参加できるように支援するものである。

⑥開拓者プログラム。これは脳卒中のために障害を持っている成人を支援するよう計画されており、大学の「高齢者大学」が指導している。

今回の訪問で、私が色々な情報を得たのはこの「支援大学センター」においてであった。紹介したサービスのうち、見学できたのは②—④である。

サンタモニカ・カレッジでは障害学生は次の3個所でサービスを利用できる。

#### I 障害学生センター。

体育バンガローの北側にある。月曜日から木曜日までは午前8時から午後7時まで、金曜日は午前8時から午後5時まで開いている。

#### II ハイテク訓練センター

体育バンガローの北側にある。月曜日から木曜日まで午前8時から午後4時30分まで、金曜日午前8時から午後11時まで開いている。

#### III 学習障害者のためのプログラム

学習リソースセンターにある。詳しくは電話で問い合わせることになっている。

つまり、障害学生はほぼ自分の都合のよいときに関係施設を利用できるということができよう。

カリフォルニア州のコミュニティ・カレッジには共通に行なっている障害学生サービスがあるが、それ以外においては各大学において内容は様々である。このうち、充実した取組みを行なっている

例の一つがサンタモニカ・カレッジである。

また、他に今回訪問した大学で充実したプログラムを持っていたコミュニティ・カレッジは、デアンザ・カレッジである。ここでは次のような7つの取組みを行っていた。

①障害学生サービス。これは心理的、身体的障害を持つ学生に対する全般的なサービス活動である。

②教育診断センター。ここでは学習障害を持つ学生のために教育診断サービスを行なっている。

③障害者対象体育。身体的な制約や障害をもった学生のために体育授業を行なうものである。

④進路開発・就職促進プログラム。障害を持った成人学生の進路、職業および就職問題に対応するものである。このプログラムはリハビリテーション局などの政府機関からの委託を受けている。

⑤補助技術訓練センター。学生が補助技術の使用法を修得するコンピュータ授業を提供するものである。このセンターは①のサービスの一つである。

⑥デアンザの希望。このプログラムは発達障害を持った成人学生に就職に必要な職業技術および自信を持たせる訓練や支援を行なうものである。

⑦ハイテク研修センター。これは学生対象ではなくカリフォルニア州全体の教員および職員対象の障害学生のための補助技術を研修するセンターである。また、センターはこの他に障害者教育の進展のために新しい技術の評価をしたり、カリフォルニアコミュニティ・カレッジ制度に対して勧告を行なうこともある。

今回の訪問で、私が色々な情報を得たのはこの「①障害学生サービス」の責任者からであった。特に長時間視察したのは、⑦ハイテク研修センターであった。また、③障害者対象の体育もその一部を見学できた。

### (3) 障害学生への学習支援システムについての所感

アメリカの障害学生と大学については1983年度アメリカにおいて調査研究したことがある。また、これに関する最近の文献も読んでいた。これらによりアメリカの場合、日本と比べて障害学生はは

るかに恵まれた学習環境にあることはかなり承知していた。

しかし、今回の調査で分かったことは近年の「聞きしにまさる」大学の一層の取組みである。

その一つは、ITの教育的導入である。コンピュータ設置が多数、多種であったこともさることながら、障害学生のための学習支援用のアプリケーションの種類の多さに大変驚いた。

第2は、障害学生のための体育授業の充実である。

コミュニティ・カレッジに共通する学習支援で注目される取り組みの一つは、特別体育という障害学生専用の体育授業である。これは **adapted physical education** と呼ばれている。この授業のために特別の設備も施されている。デアンザ・カレッジでは最新の訓練設備をもった専用の体育館を見学した。ここは4,000平方フィート（1フィートは約30センチ）の広さで、約50名ほどの学生が指導者とともに個別的にプログラムをこなしていた。

特にこの方面で高評を得ているコミュニティ・カレッジがエルカミノカレッジということであったが、ロサンゼルス市の近くではあるがやや不便なところにあり今回は訪問できず残念であった。後日、実地調査に行きたいと考えている。

## 3 本学における障害学生への支援についての提言

わが国では、身体障害、精神薄弱又は精神障害者を対象として「障害者基本法」が1993年12月3日に公布、施行された。従来の「心身障害者対策基本法」を改正したものである。

法律の概要であるが、法律の目的に、障害者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを謳っている。基本理念では、障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとされている。そして、国は、障害者施策に関する計画の策定義務、都道府県及び市町村は計画の策定努力義務を規定する。雇用の促進、公共的施設の利用、情報の利用等について、国及び地方公共団体が講ずべき施策に関

する規定を整備するとともに、事業者に対しても所要の努力義務規定が設けられた。

本稿で注目するのは次のように規定する第12条（教育）である。

「国及び地方公共団体は、障害者とその年齢、能力並びに障害の種別及び程度に応じ、十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実に努める等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関する調査研究及び環境の整備を促進しなければならない。」

このような規定を持つ障害者基本法によって、

日本においても大学に進学する障害学生は次第に増加し、このために社会環境も、また大学の受け入れ態勢も整備されていくだろう。

そして鹿屋体育大学においても進学希望者が出てくることは大いにあり得よう。このとき本学が体育系の大学であるからという理由で障害学生の受け入れに消極的であるならば、国民世論の理解は得にくいであろう。

今、本学における障害学生への支援のあり方やシステムについて取り組みを始める出発点であり、さらにアメリカの大学の先例を検討すべき時宜であろう。